

各障害児通所支援事業所 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表について

日ごろから、本県の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日から、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5 領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が義務付けられました（共生型及び基準該当事業所含む。）。

つきましては、下記のとおり支援プログラムを公表し、その結果を令和 8 年 2 月 27 日（金）までに県へ届け出てください。

なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に支援プログラムの公表が県に届出されていない場合、「届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の 15%を減算）」となることにご留意ください。

記

1 実施方法

(1) 支援プログラムの作成

支援プログラムの作成に当たっては、児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引きや支援プログラム参考様式を参照のうえ、作成すること。なお、事業所独自の形式により作成して差し支えないもの。

(2) 支援プログラムの公表

事業所又は事業所を運営する法人のホームページに掲載して公表する。

ただし、インターネットによる公表が困難な場合は、紙媒体を事業所の見やすい場所（受付や掲示板等）に掲示し、保護者・利用者・利用希望者等が誰でも見られる状態とすること。加えて、公表結果を保護者へ配布すること等をもって公表の方法として差し支えない。この場合であっても、市町村や法人の広報誌への掲載等により広く一般に公表できる方法を検討するように努めること。

2 県への届出

(1) 届出書類

①支援プログラム公表結果報告書（別添様式1）

②支援プログラム公表用参考様式【事業者向け】（任意様式）

※複数のサービスを提供する事業所は、全サービス分作成し、報告してください。

(2) 届出書類の掲載場所

高知県庁ホームページ トップページ > 組織できがす > 子ども・福祉政策部 > 障害福祉課
> 新着情報 > 支援プログラムの公表及び届出について

(3) 提出期限及び提出方法等

提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時必着
提出方法	電子申請サービスにより提出してください。 URL（高知県電子申請サービス） https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18119

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課
事業者担当：弘嶋
TEL：088-823-9635
FAX：088-823-9260